

平成 28 年度補正予算「石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）」に係る補助事業者の公募について

平成 28 年 10 月

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課

平成 28 年度補正予算「石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）」に係る補助事業者公募について

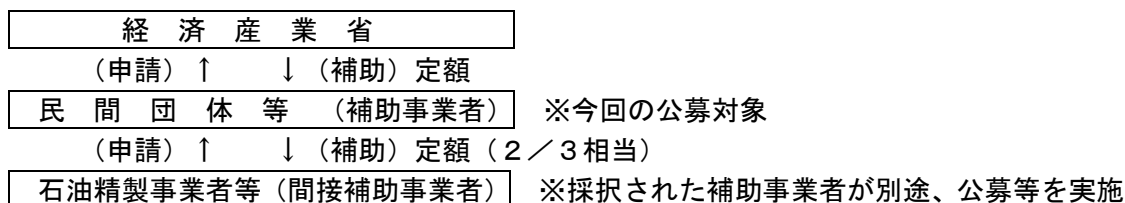
平成 28 年 10 月 26 日  
経済産業省資源エネルギー庁  
資源・燃料部 石油精製備蓄課

資源エネルギー庁では、平成 28 年度補正予算「石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）」に係る補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

#### 1. 事業の目的

激甚災害等のリスクに備え、各地域の製油所等における入出荷関係設備の耐震・液状化等の対策や、設備の安全停止対策、他製油所等とのバックアップ供給に必要な入出荷設備の増強対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図ることが重要であり、激甚災害が発生した場合であっても石油を持続的に安定供給しうる体制の整備を目的とする。

#### 2. 事業スキーム



#### 3. 事業内容

上記目的の達成を図るため、以下の事業を実施する。

各地域の製油所等における入出荷関係設備の耐震・液状化等の対策や、設備の安全停止対策、他製油所等とのバックアップ供給に必要な入出荷設備の増強対策等を通じた石油供給設備の強じん化の実施に要する経費に対して、当該経費の一部及びその事業全体の業務管理に要する経費を補助します。

#### 4. 事業実施期間

交付決定日～平成 29 年 3 月 31 日まで

#### <留意事項>

本事業は、原則、年度内に完了するものに限り、ただし、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を

完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。

## 5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とする。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人等とする。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## 6. 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数 : 1件

(2) 補助率・補助額

補助対象経費のうち、石油供給インフラ強じん化事業費の定額（2/3相当）、業務管理費の定額を補助する。

補助額は総額で6,095,551千円を上限とし、そのうち業務管理費については39,552千円を上限とする。

なお、最終的な実施内容、補助額については、経済産業省と調整した上で決定する。

(3) 費用の支払

費用の支払いは、原則、事業終了後の精算払とする。支払額の確定は、事業終了後の確定検査により、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。

このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要であり、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もある。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されているため注意のこと。

## 7. 応募手続

(1) 公募期間

公募開始日 平成28年10月26日（水）

締切日 平成28年11月25日（金）17:00必着

(2) 説明会の開催

開催日時：（第1回）平成28年11月1日（火）10:00～10:30

（第2回）平成28年11月2日（水）10:00～10:30

開催場所：経済産業省別館4階415会議室

説明会への参加を希望する方は、12. 問い合わせへ10月28日（金）17時までに

連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成 28 年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX 番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に 2 名まででお願いいたします。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から 2 名までの出席でお願いいたします。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡いたします。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承ください。

### （3）応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れて提出すること。また、封筒の宛名面には、「平成 28 年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）」と記載すること。

- ・申請書（様式 1）＜正本 1 部、副本（写し） 1 部＞
- ・提案書（様式 2）＜ 2 部＞
- ・申請受理票（様式 3）＜ 1 部＞
- ・申請者（会社又は団体）の概要及び直近の過去 3 年分の財務諸表＜ 1 部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。

### （3）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出すること。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課

「平成 28 年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）」担当宛て

※ FAX 及び電子メールによる提出は不可。資料に不備がある場合は、審査対象とならないため、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※ 締切を過ぎての提出は不可。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕をもって送付すること。

## 8. 審査・採択

### （1）審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求める場合がある。

## (2) 審査の観点

審査は以下の観点に基づいて総合的な評価を行う。

### ①事業の目的、内容、実施方法及び実施計画

- ・事業内容が、事業目的と整合しているか。事業内容が具体的かつ詳細か。事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。
- ・実施方法が事業目的・内容と整合しているか。事業実施手法に効率的・効果的かつ実現可能な事業方法が採られているか。事業成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ・事業実施計画は妥当か。事業の実施項目、事業実施手法が明確に示されているか。効率的に事業を実施するための工夫等が見られるか。
- ・補助事業者（民間団体等）は、補助金の申請をした間接補助事業者（石油精製事業者等）のBCP（事業継続計画）を踏まえて、補助金の交付決定を行うことになっているか。
- ・産業・エネルギー基盤強じん性確保調査事業による総点検等の結果、その他の耐震強化等を実施する必要性を説明できる資料を用いて補助金の交付決定を行う事業となっているか。
- ・補助事業者（民間団体等）は、補助金の申請をした間接補助事業者（石油精製事業者等）の製油所や油槽所ごとの耐震強化等の対策（準備調査を含む。）については、地盤工学、土木工学、機械工学等（以下、「地盤等」という。）の有識者の評価を受けることになっているか。
- ・準備調査の実施状況については、地盤等の有識者によるフォローアップが行われることになっているか。
- ・地盤等の有識者の選定、審査方針、優先順位等については、経済産業省に相談することとなっているか。

### ②事業の実施体制

- ・事業が遂行可能であり、且つ、効果的な人員体制になっているか。柔軟に迅速に対応できる体制が備わっているか。
- ・事業を効果的に遂行するために必要な石油精製・流通プロセス等に係る知見、ノウハウを有しているか。また、事業責任者等（事業従事予定者）が、事業を効果的に遂行するために必要な石油精製・流通プロセス等に係る知見、ノウハウを有しているか。
- ・事業を効果的に遂行するために必要となる地盤等の有識者、関係業界関係者及び関係団体との協力体制を有しているか。
- ・これまでの関連事業の実績。
- ・事業遂行のための財政基盤、一般的な経理処理能力を有し、管理体制に優れているか。

## (3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

#### 9. 交付決定

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付した後、事業開始となる。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がある。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供した場合、守秘義務の遵守を依頼する。

#### 10. 補助対象経費の計上

##### (1) 補助対象経費の区分

本事業における補助対象経費は下表のとおり。

| 区 分             | 内 容   | 補助率           |
|-----------------|---|---------------|
| 石油供給インフラ強じん化事業費 | 激甚災害等を想定した、製油所等の入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等、設備の安全停止対策、他製油所等とのバックアップ供給に必要な入出荷設備の増強対策等、石油供給設備の強じん化を行うための工事等に要する経費      | 定額<br>(2/3相当) |
| 業務管理費           | 人件費、旅費、委員謝金、委員旅費、補助員人件費、会議費、備品費、消耗品費、通信運搬費、事務所賃借料<br><br>(取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産の取得に係る経費を除く) | 定額            |

##### (2) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになる。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されている。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

#### 11. その他

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで実績報告書を経済産業大臣に提出すること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があつたときは、速やかに閲覧に供せるよう保存すること。
- (5) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入る場合がある。
- (6) 補助事業者は、以下の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、以下のいずれにも該当しないことを誓約する必要がある。
  - ・ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
  - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
  - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているこ

と。

- ・役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 12. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課  
担当：大森  
TEL：03-3501-1993、FAX：03-3580-8467  
Mail：[omori-yuichi@meti.go.jp](mailto:omori-yuichi@meti.go.jp)

問い合わせは電子メール又はFAXで受け付ける。

なお、問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】平成28年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち石油供給インフラ強じん化事業）」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに回答できない場合がある。